

定 款

株式会社クラダシ

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社クラダシと称し、英文では KURADASHI.Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 通信販売業
2. eマーケットプレイスの運営
3. 通販及び物流オペレーティングシステムに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、設計、開発、運営、管理及び提供
4. ビックデータを利用したソリューションの企画、設計、開発、運営、管理及び提供
5. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告配信サービス及び情報提供仲介サービス並びにそれらに関するシステムの企画、開発、制作、プロモーション、販売、使用許諾及び保守
6. インターネットによる広告宣伝の企画、制作及び広告宣伝の媒体事業
7. 産・官・学の連携促進に関する事業
8. 国、都道府県その他の公共的団体の委託を受けて行う事業
9. 古物売買業
10. 食品、飲料品、衣料品、スポーツ用品、遊戯機器、玩具、農水畜産 加工食品、日用品雑貨、化粧品、医薬品及び医療器具の輸出入及び販売業
11. レストラン、飲食店、ホテル、旅館、劇場、映画館、遊技場施設及びスポーツ施設を利用する権利の売買及びそれら施設利用の割引カードの発行業務、普及・発展及び広告に関する業務、調査及び指導業務
12. 電気通信事業及び各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
13. 広告代理店業
14. 各種イベント企画・運営・管理
15. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、興行所有権の取得及びその管理運用
16. 各種マーケティング調査並びに経営コンサルタント業務
17. 損害保険代理業
18. 旅行業法に基づく旅行業
19. 不動産及び動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
20. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、31,300,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2) 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2) 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2) 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は、6 名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2) 当会社は、必要に応じて取締役会の決議により、取締役の中から役付取締役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2) 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役

の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、法令に定める要件を満たす場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役で合った者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、法令に定める要件を満たす場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として、責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2) 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

3) 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当金には利息をつけないものとする。